

品川区同和対策本部設置要綱

昭和55年 6月 6日 区長決定

平成11年 3月10日 一部改正

平成13年 4月 2日 一部改正

平成20年 6月12日 一部改正

平成21年 4月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

(設置)

第1条 同和対策の積極的推進を図るため、品川区同和対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の構成)

第2条 本部は、本部会議および幹事会をもって構成する。

(本部会議の審議事項)

第3条 本部会議は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 基本方針の決定および変更に関すること。
- (2) 各部（保健所および教育委員会事務局を含む。以下同じ。）の所管に係る関連事項の調整に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認めること。

(本部会議の組織)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長および本部員で組織する。

(本部長)

第5条 本部長は、区長をもって充てる。

2 本部長は、本部を総括し、代表する。

(副本部長)

第6条 副本部長は、副区長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(本部員)

第7条 本部員は、教育長、部長（品川区保健所長、品川区清掃事務所長および教育次長を含む。）の職にある者をもって充てる。

(本部会議の運営)

第8条 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(幹事会の審議事項)

第9条 幹事会は、本部長の命を受け、次の各号に掲げる事項について調査、検討するものとする。

- (1) 本部会議に付議する事案に関する事。
- (2) 本部会議で決定した事項の執行に関する事。
- (3) その他本部長の指示する事。

(幹事会の組織)

第10条 幹事会は、幹事長および幹事で組織する。

(幹事会長)

第11条 幹事長は、総務部長をもって充てる。

(幹事)

第12条 幹事は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 各部の庶務担当課長
- (2) 企画部財政課長、総務部人権啓発課長、および教育委員会事務局指導課長

(幹事会の運営)

第13条 幹事会は、幹事長が主宰する。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、事案に係りのある者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第14条 本部の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和55年 6月 6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年 4月 2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年 6月 12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。